

京都府公立大学法人反社会的勢力への対応に関する規程

平成 29 年 10 月 1 日
京都府公立大学法人規程第 41 号

(目的)

第 1 条 この規程は、京都府公立大学法人（以下「法人」という。）における反社会的勢力に対する基本方針を示すとともに、一切の関係を排除するための組織体制その他の対応に関する事項を定めることにより、反社会的勢力による法人における被害を防止するとともに、役員、教職員、学生等の構成員の安全を確保し、もって、業務の適正な執行を確保することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規程において、反社会的勢力とは、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業等の暴力、威力及び詐欺的手法を駆使して不正な利益を追求する集団又は個人をいう。

2 この規程において、不当要求等とは、反社会的勢力が自ら又は第三者を利用して行う、次に掲げる行為をいう。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 脅迫的な言動をし又は暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し偽計又は威力を用いて法人の信用を毀損し又は法人の業務を妨害する行為
- (5) 法人の事業との関係において必要性が認められない状況下で接近・面談等を企てる行為
- (6) 職務の遂行に不当に支障を生じさせる行為
- (7) その他前各号に準ずる行為

(反社会的勢力に対する基本方針)

第 3 条 法人は、その社会的責任を踏まえ、反社会的勢力とは、取引関係を含めて、医師法その他法令に基づく場合を除き、一切の関係を持たず、反社会的勢力による不当要求等は拒絶する。

2 法人は、不当要求等への対応に当たっては、担当者や担当部署だけに任せず、組織全体として対応し、また、民事及び刑事の両面から法的対応を行うものとし、当該要求の理由の如何に関わらず、一切応じない。

3 法人は、平素から、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関との緊密な連携関係を構築し、国、地方公共団体、警察等が実施する暴力団排除のための施策に協力するよう努める。

4 法人は、前各項に規定する措置を講じるに当たって、反社会的勢力に対応する役員、教職員、

学生及び関係者の安全を確保する。

(反社会的勢力不当要求等対応責任者)

第4条 反社会的勢力からの不当要求等に対して的確に対応するため、不当要求等が発生した所属の区分に応じて、法人本部総務室長、京都府立医科大学事務局長、京都府立医科大学附属病院事務部長、京都府立医科大学附属北部医療センター事務部長又は京都府立大学事務局長を反社会的勢力不当要求等対応責任者（以下「責任者」という。）とする。

2 責任者は、次に掲げる事務を担当する。

- (1) 不当要求等に対して、組織的に対応すること。
- (2) 外部専門機関との連携及び協力に関すること。
- (3) 研修の実施等の反社会的勢力との関係を遮断するための取組等の推進に関すること。

(反社会的勢力不当要求等対策委員会)

第5条 反社会的勢力に対して組織として適切に対応するため、反社会的勢力不当要求等対策委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会の委員は、京都府公立大学法人コンプライアンス委員会の委員長及び委員をもって充てる。

3 委員会に委員長を置き、京都府公立大学法人コンプライアンス委員会の委員長の職にある者をもって充てる。

4 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 反社会的勢力への対応に関して基本となる事項の協議
- (2) 反社会的勢力や不当要求等に関する情報交換及び連絡調整
- (3) 第7条第4項に規定する不当要求等に対する対応方針、事後措置等の協議
- (4) その他必要と認める事項

(契約事務)

第6条 法人は、契約を締結しようとするときは、契約の相手方が国、地方公共団体等であって反社会的勢力ではないことが明らかであるなど別に定める場合を除き、相手方が反社会的勢力ではないことを事前に確認する。

2 法人は、前項の規定による確認により、契約を締結しようとする相手方が反社会的勢力であることが判明した場合には、契約を締結しない。

3 法人は、契約の相手方が反社会的勢力ではないことが明らかであるとして別に定める場合を除き、契約書に、当該契約の締結後に契約の相手方が反社会的勢力であることが判明した場合等の契約の解除に係る条項を設けるものとする。

(不当要求等への対応)

第7条 役員、教職員、学生等の構成員は、自らが反社会的勢力による不当要求等を受けたとき又は他の者に係る反社会的勢力による不当要求等に関する事象を知ったときは、速やかに所属長（学生にあっては、学生指導を担当する部長。以下同じ。）に報告しなければならない。この場合において、所属長は、報告をした者の秘密保持に配慮しなければならない。

2 所属長は、前項の規定による報告により、不当要求等が発生し又はそのおそれがあると認めるときは、速やかに必要な措置を講じなければならない。

3 前項の場合において、所属長は、京都府立医科大学事務局総務課長若しくは京都府立大学事務局管理課長又は責任者に報告し、対応を協議するとともに、必要に応じ、外部専門機関と連携を図るものとする。

4 責任者は、不当要求等が複数の部署に関わるなど重大な事案と認めるときは、委員会に対し、対応方針、事後措置等について協議するものとする。この場合において、委員長は、事案の重要性に応じて、理事長に報告するものとする。

（雑則）

第8条 この規程に定めるもののほか、反社会的勢力への対応に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成29年10月1日から施行する。